

佐賀県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年七月三日から平成二十一年八月三日まで佐賀県交通政策部道路課、唐津土木事務所及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里畑川内 巖木線	伊万里市大川町立川字穴嶽四九番三二 地先から 唐津市相知町大字平山下字五郎谷一四 一四番地先まで	平成二一・七・三